

公益財団法人大垣市文化事業団・行動計画

職員が仕事と生活の調和を図り、働きやすい環境をつくることによってその能力を十分に発揮できる職場環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成31年1月1日 ～ 平成35年12月31日 まで
(2019年) (2023年)

2. 内容

目標1 ノー残業デー（県の推奨する「早く家庭に帰る日」毎月8、18、28日）の実施。

<対策>

・平成31年1月～ ①各所属による実施日の設置

目標2 平成31年4月1日までに、年次有給休暇の取得を促進する。

労働基準法の改正により、2019（平成31）年4月から、全ての企業に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務化された。

<対策>

・平成31年1月～ ①年次有給休暇の取得状況について実態を把握

・平成31年3月～ ②計画的な取得に向けた通知

・平成31年4月～ ③業務の年間スケジュールとの調整・計画的付与の検討

目標3 企業内家庭教育研修の実施。

<対策>

・平成31年6月～ ①内容検討

・平成31年8月～ ②研修実施